埼玉県浦和競馬組合工事請負一般競争入札公告

浦和競馬場内公園整備工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年10月11日

埼玉県浦和競馬組合 管理者 大野 元裕

1 工事内容

(1) 工事名

浦和競馬場内公園整備工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

(3) 工事期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

公園整備工事ほか 一式

- ・既存施設撤去(円形プランター等)
- ・敷地造成(ゴール前花壇・アジサイ花壇の基礎)
- ・施設整備(ヘリポート舗装改修・管理柵の設置)
- ・ゴール前花壇の新設・設備(プランター等の施設・散水栓の設備)
- ・アジサイ花壇の施設

上記の土木工事 一式【植栽・伐採等の工事は別途】

(6) 業種名

十木工事業

(7) その他

本工事は施設を使用しながらの工事となります。

施設運営と利用者への影響を最小限となるよう計画するとともに、休工時の仮設も含めた場内、利用者等への安全対策を徹底すること。

[新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について]

受注者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、契約中の工事及び測量・調査・設計等の業務(以下、「工事等」という。)について、工事等の一時中止、工期又は履行期間の延長等(以下、「一時中止等」という。)の申出を行うことができる。発注者は、受注者から一時中止等の申出があった場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で工事等の一時中止、工期又は履行期間の延長、請負代金額又は業務委託料の変更等を行う。

2 入札

- (1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を入札書提出の際に提出すること。

- イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (3) 競争入札参加者は、入札公告、設計図書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。
- (4) 入札後において、入札公告、設計図書(質問に対する回答を含む)及び現場等についての不知 又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合 封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「(工事名)の入札書在中」と記載する。 また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (5) 土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23 第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円(建築一式工事にあっては1千5百万円)未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (「資本関係又は人的関係 がある者 (「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。)。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づ く入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (9) 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく 雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。なお、建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと(「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。)。

〈本工事に係る設計業務等の受託者〉

商号又は名称 株式会社都市計画研究所

所 在 地 東京都中央区日本橋蛎殻町2-13-5 美濃友ビル

土木工事業

(11) 下表に掲げる項目に該当する者。

建設業の許可

11) 「私に利ける項目に映画する名。

	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建
	建設業法(昭和24年法律第100万)第3条の規定による、上に小り建 設業の許可を受けている者であること。
資格者名簿への 登載	令和3・4年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、上記 「建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、上記(4)に該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
所在地区分	本店又は主たる営業所 さいたま・朝霞県土整備事務所管内または 川越市・富士見市・ふじみ野市
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。
格付等	業種 土木工事業
	格付「資格者名簿」の格付けが、A級またはB級であること。
施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約
	1回の契約金額が1,600万円以上の土木一式工事
	契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日以降公告日までの
	間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施
	行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は
	地方公共団体(埼玉県が出資する指定出資法人を含む。)との請負契
	約により、上に示す工事を埼玉県内において完成させた実績を有す
	ること。
	なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員
	□ 「であるときのものに限る。□ ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する
配置予定の 技術者	者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
	イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、一般競争
	入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用
	関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術
	者と兼務することはできない。
	ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入
	札参加資格等確認資料に記載すること。
	エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反
	の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
	オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」
	の対象とする。(エ)追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。
	カ 配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理
	技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場
	合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複す
	る期間が、「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期
	間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作を含む工事において
	工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中
	止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。

下記の期間、現場代理人は現場に常駐を要しないとすることができる。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議し発注者から指示する。
ア 工事(現場における準備行為を含む。)に着手するまで期間
イ 工場製作を含む工事で工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を整えて簡易書留等の配達が記録される方式により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない(持参は不可とする)。提出期限は下記(3)のとおりとする。また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設管理担当

(2) 提出書類

ア 様式第2号「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 様式第3号「一般競争入札参加資格等確認資料」

ウ その他、「資格審査に係る確認資料の提出」の「添付資料目次」を参照すること。

(3) 提出期限

令和3年10月22日(金)午後4時までに必着とする

(4) 確認結果

令和3年10月27日(水)午後4時までに電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知

5 現場説明会

開催しない

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を 提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しな いこと。なお、資格者名簿に登録されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和3年10月15日(金)午後3時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設管理担当

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和3年10月18日(月)午後3時までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。
- (3) 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、埼玉県浦和競馬組合ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。また、入札参加者から入札参加者から質問がない場合でも質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 最低制限価格

設定する

8 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先 〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設管理担当 電話 048-881-1784

(2) 入札公告及び設計図書等の交付方法

埼玉県浦和競馬組合ホームページにおいて交付する。

(http://www.urawa-keiba.jp/)

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 浦和競馬場 2号スタンド4階馬主室

イ 日時

令和3年10月29日(金)午前10時30分

ウ開札

入札終了後

9 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

10 契約書 (案)

埼玉県浦和競馬組合建設工事請負契約書(案)のとおり

11 入札保証金

- (1)入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の納付方法

納入通知書により納付すること。

ア 納入通知書の発行依頼

納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。

イ 納入通知書の発行依頼期限

令和3年10月20日(水)午後4時まで

ウ納付期限

令和3年10月28日(木)午後4時まで

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。

オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限

令和3年10月28日(木)午後4時まで

(3) 次のとおり上記(1) と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。

ア 対象となる保証

銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号) 第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出期限

令和3年10月28日(木)午後4時まで

- (4) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者
 - イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) との間に契約保証の予約を締結 し、当該契約保証予約証書を上記(3) オに示す期限までに提出した者
- (5) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和3年11月5日(金)までの期間を含むこと。
- (6) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第78条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、平成31年4月1日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料(2契約分)を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。
 - ア提出期限

令和3年10月28日(木)午後4時まで

(7) 提出先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設管理担当 電話 048-881-1784 電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

12 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。
 - ア利付国債
 - イ 埼玉県債
 - ウ銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号) 第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証
- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事 履行保証契約を締結した者
- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、 請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

13 支払条件

(1) 前金払

する(その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。

(2) 部分払い

する。ただし、部分払を選択した場合に限る。

(3) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。金額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は

切り捨てる。)。

14 その他

- (1) 入札の執行
 - ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、 入札に参加できない。
 - イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
- (2) 入札の辞退

様式第8号「入札辞退届」を提出すること

(3) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ケ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印がないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- サ 「新型コロナウイルス感染症に係る入札執行の対応について」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入札執行の場では3つの "密" が重ならないような工夫と、手洗い消毒を呼びかけ、新型コロナウイルスの感染予防の励行を実施します。

入札執行場所においてはマスクの着用を必須とし、下記(1)または(2)の症状のある者の入場をお断りする場合がありますのであらかじめご了承下さい。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- (2)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- (5) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の100/110の価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の 価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引か せ、落札者を決定する。
 - ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。
 - エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者は再度入札

に参加することができない。

- オ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- カ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(6) その他

- ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心 得に従い、入札に参加すること。
- イ 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。
- ウ 落札者は、確認資料に記載した配置予定者を当該工事の現場に配置すること。
- エ 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程 及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。 なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- オ 入札参加者は、エに定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、 現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- カ 落札者との契約は、埼玉県浦和競馬組合建設工事請負契約約款に基づく契約となるので、契 約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
- キ 開札に立ち会う者は発注課所の職員の指示に従うものとする。

15 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設管理担当

(2) 電話番号及びFAX番号

TEL 048-881-1784

FAX 048-882-0067